

郡山市土砂災害ハザードマップ（改訂版）の公表について

1. 土砂災害ハザードマップ作成の目的

土砂災害の危険性および円滑な避難についての情報等を、住民に周知することを目的とする。

土砂災害防止法第8条第3項

警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

2. 郡山市土砂災害ハザードマップ改訂について

○現行の郡山市土砂災害ハザードマップ（平成27年3月 公表）

現行のハザードマップは、土石流や急傾斜地等の土砂災害の危険がある箇所のうち、**家屋が5軒以上ある箇所や公共施設がある箇所**について、県が調査を行い、土砂災害警戒区域等に指定した区域について記載している。

○ハザードマップ改訂の主旨

平成27年1月に土砂災害防止法が改正され、県が基礎調査を実施した土砂災害の危険があるすべての箇所について、調査結果を公表することが義務付けられ、**新たに332箇所の土砂災害警戒区域が指定（予定を含む）**となったことからハザードマップの改訂を行った。

3. 郡山市における土砂災害警戒区域の指定について

○土砂災害警戒区域の区域指定

種別	土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)
土石流	230 (187)
急傾斜地の崩壊	223 (222)
地滑り	0 (0)
合計	453 (409)

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域です。

- ・ハザードマップの配布
- ・警戒避難体制の整備

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域です。

- ・特定開発行為に対する制限
- ・建築物の構造規制

4. 郡山市土砂災害ハザードマップ改訂点（R2.10 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン）

- ① 洪水浸水想定区域の記載
- ② 警戒区域等の追加（区域指定）
- ③ 警戒区域等の追加（基礎調査）
- ④ 縮尺の変更
- ⑤ 図郭割の見直し
- ⑥ マップのレイアウト
- ⑦ 掲載項目の変更点



5. 郡山市土砂災害ハザードマップの概要

①警戒区域等の追加

指定済みの警戒区域等を追加する。

- 現行マップに掲載されている区域数
※作成時点（平成27年3月）
土砂災害警戒区域：129箇所
土砂災害特別警戒区域：113箇所



- 改訂版マップに掲載される区域数
土砂災害警戒区域：461箇所
土砂災害特別警戒区域：414箇所

【地区別の警戒区域指定箇所数】

地区名	箇所数	地区名	箇所数
本庁	8	日和田町	6
大槻町	1	富久山町	1
安積町	1	湖南町	69
三穂田町	5	熱海町	72
逢瀬町	41	田村町	132
片平町	3	西田町	26
喜久田町	1	中田町	95
合計		461箇所	

②図郭割及び縮尺の変更

図郭割の見直し

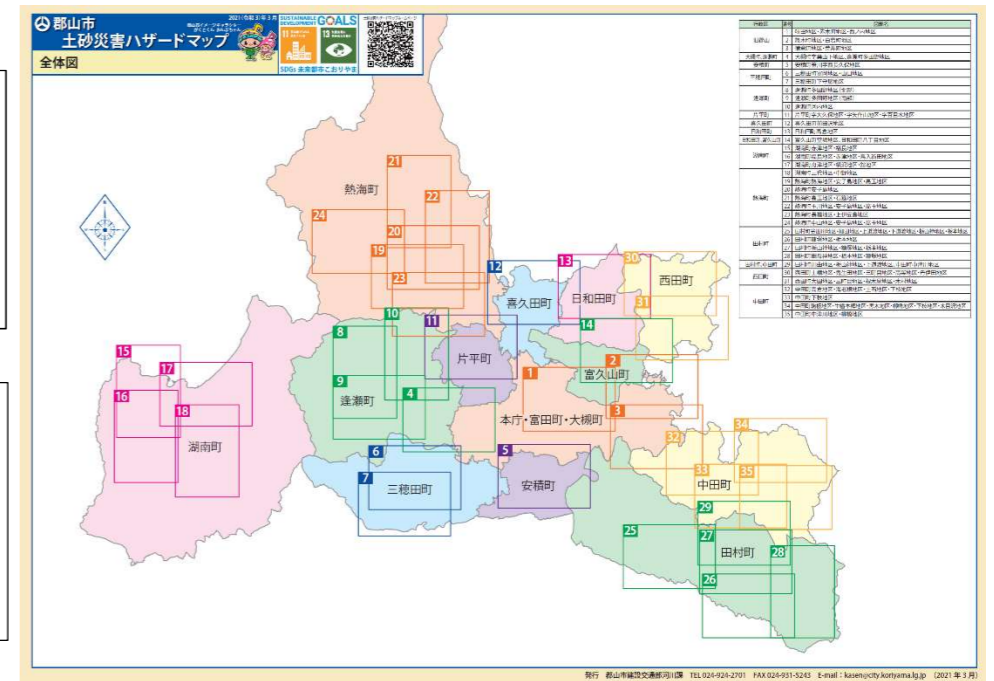
現行マップ図郭数 30図面



改訂版マップ図郭数 35図面

縮尺の変更

現行マップでは、地区ごとに縮尺（1:7,000～1:13,000）が存在しましたが、改訂版マップでは縮尺を1:10,000に統一した。



③公表スケジュール

		令和2年度	
		2月	3月
行内委員会 (浸水対策調整会議)	関係機関意見照会中		公 表
	委員への意見照会中		
ハ 土 砂 災 害 ハ ザ ー ド マ ッ プ	原案作成	原案調整（地区版）	原案調整（行政センター管内図）
	印刷	業務発注 → 印刷 → 折込 → 搬入	
	配送	業務発注 → 仕分け → 配送（20,000部）	